

補助金等調書

(2-1)

番号	14	担当課名	農政課	補助開始年度		
補助金等の名称	植物防疫事業補助金					
交付要綱等の名称	印西市農林振興対策事業補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無・ 有 (平成31年度廃止予定))					
要綱に規定する 交付対象者	印西市植物防疫協会					
団体の運営に関し て補助金を交付し ている場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	印西市植物防疫協会		昭和37年1月23日			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有 無) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。 昭和36年、佐原市での実施を視察以来、水稻の病虫害防除を円滑に推進するため、ヘリコプターによる空中散布を安全かつ効果的・省力的・低コストで実施し、 病虫害防除と良質米確保により水稻農家の経営安定に資する。					
助成団体等の 状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金	14,245,140	14,111,440	9,707,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源	14,245,140	14,111,440	9,707,000
		会費				
		事業収入	43,110,015	40,541,626	45,760,000	
		その他	6,677,663	7,249,257	5,943,467	
		合計	64,032,818	61,902,323	61,410,467	
	歳出	人件費				
		事務費	357,600	343,066	360,000	
		事業費	53,066,013	52,447,316	53,795,400	
		その他	5,384,500	5,249,474	7,255,067	
		合計	58,808,113	58,039,856	61,410,467	
	翌年度繰越金		5,224,705	3,862,467	0	
	補助制度内容 (下部組織等の配分 も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ				

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可) ① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。) 農業者の高齢化、兼業農家の増加が進む中、農薬取締法の改正等により、個人での防除が難しくなっており、基幹産業である水稲生産の効率的・省力的防除の手段として農薬の適正使用を行うことを目的としている。 無人ヘリコプターによる水稲病害虫防除を市内一斉に実施することで、安全かつ効率的・低コストで実施することができ、農薬の安全使用及び周辺住民への影響をできる限り低くすることができる。 その結果、農薬の安全使用かつ農家負担の軽減、周辺住民への影響の低下を図れることから、継続的な農業経営を推進できるため、当該補助金は非常に重要なものである。 ② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。) 14,000円/ha×2,150ha×1/2=15,050,000円 (根拠)印西市農林振興対策事業補助金交付要綱による。 ヘリコプターチャーター料の1/2以内 ヘリコプターチャーター料 14,000円/ha ③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。) 印西地区:5,665,740m² 本埜地区:5,971,579m² 印旛地区:8,521,890m² 全 体 :20,159,209m² 上記補助対象面積に対し、14,111,440円の補助を行った。 (14,000円/ha×2015.92ha×1/2=14,111,440円) ④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。 無人ヘリコプターによる水稲病害虫防除を市内一斉に実施することで、安全かつ効率的・低コストで実施することができ、農薬の安全使用及び周辺住民への影響をできる限り低くすることができる。 ⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。) 平成25年度補助金等評価委員会において、廃止を上にして、縮小して継続という評価を受け、平成30年度に補助金率を従来の「補助対象経費の2分の1以内の額」から「補助対象経費の3分の1以内の額」に見直しを行った。 ⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。 平成25年度補助金等評価委員会において、廃止を上にして、縮小して継続という評価を受け、平成30年度に補助金率を従来の「補助対象経費の2分の1以内の額」から「補助対象経費の3分の1以内の額」に見直しを行った。 今後の方向性につきましては、更なる補助率の縮小となると農家負担が上がり農業経営に支障をきたす可能性があることから、現行の補助率を継続していく方針である。 ⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)
	環境対策に寄与するもの
	市の農業の維持は、地域の食を支えることの他、経済への波及や防災等の多面的な効果を持続させる意味をも持つ。当補助金で水稲病害虫防除を市内一斉に実施することで、市として地域農業を支えていく事は、地域の公共性・公益性に資する。
	担当課の判定 ☐ 拡大して継続 ☒ 現状維持で継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 整理統合 ☐ 廃止
	判定の理由 当市の基幹的産業である水稲生産において、水稲農家の経営面及び農地周辺住民への安全性を鑑みると、当補助金で無人ヘリコプターによる水稲病害虫防除の補助を行うことで、持続的な農業の実現を図る必要があるため。

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	植物防疫事業補助金
-------	-----------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市 （成田地区植物防疫協会）	定額 150万円	
成田市 （下総地区植物防疫協会）	定額 20万円	
成田市 （大栄地区植物防疫協会）	定額 18万円	
佐倉市	ヘリチャーター料30%以内の額	330万円
四街道市	散布料金の1/2以内 農薬代金の1/3以内	予算の範囲内
八街市	散布面積1ha当たり1万円以内	80万円
富里市	定額 400円／10a	
白井市	なし	
八千代市	航空費及び薬剤購入費の1/2以内	250万円
柏市	薬剤購入費、散布委託費、その他散布事業に要する経費の1/2以内	
栄町	ヘリチャーター料、薬剤費	
印西市	ヘリチャーター料1/3以内	

第4号様式（第13条）



平成30年 1月25日

補助事業等実績報告書

印西市長 板倉 正直 様

住 所 印西市西の原4丁目3番地
補助事業者 氏 名 印西市植物防疫協会
会長代理
副 会 長
連 絡 先

印西市補助金等交付規則第13条の規定により、補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	平成29年 6月30日	指 令 番 号	印西農政指令第4号	
補 助 事 業 年 度	29年度	補助金等の名称	印西市農林振興対策事業補助金	
補 助 事 業 等 の 名 称		植物防疫事業補助金		
補助事業等	名 称	植物防疫事業補助金		
	施 行 場 所	印西市全域・柏市の一部		
着手年月日	平成29年4月1日	完了年月日	平成30年3月31日	
交 付 決 定 額		15,050,000 円		
補 助 事 業 等 の 経 過 及 び 内 容		別添「事業報告書」のとおり		
添 付 書 類		① 収支決算書 ② その他（ 事業報告書 ）		

※ 記入しきれない場合は、適宜別紙としても可

平成29年度 決算予算について

平成29年12月31日現在

《収入の部》

(単位:円)

項 目	本年度	決算	比 較	備 考
農家負担金	41,925,000	39,738,888	2,186,112	散布面積2024ha×2000円/10a
市補助金	15,050,000	14,171,570	878,430	・ヘリチャーター料金の1/2(税抜)
郡植防交付金	2,150,000	2,024,500	125,500	・農作物共済損害防止事業交付金(100円/10a)
繰越金	5,224,705	5,224,705	0	・平成28年度繰越金
雑収入	1,000	19	981	・貯金利息
計	64,350,705	61,159,682	3,191,023	

《支出の部》

(単位:円)

項 目	本年度	決算	比 較	内 訳
会議費	15,000	16,800	△ 1,800	・総会、役員会
事務費	350,000	327,928	22,072	・郵送料 ・振込手数料
事業費	55,574,500	52,447,316	3,127,184	
防除費	32,508,000	30,610,590	1,897,410	・ヘリコプターチャータ料金
薬剤費	22,166,500	21,167,355	999,145	・散布薬剤
使用料及び 賃借料	400,000	393,120	6,880	・軽トラックレンタル代金 (印西:14台×2日間 本埜:13台×2日間)
役務費	100,000	100,180	△ 180	・作業者傷害保険 ・水質検査代
消耗品及び 燃料費	400,000	176,071	223,929	・事務用品(用紙代、封筒) ・レンタカー燃料代 ・散布資材代
報償費	4,000,000	3,642,874	357,126	・各地区作業員手当 ・各地区役員手数料 ・パート代
委託費	1,414,800	1,414,800	0	・散布図面作成代金
予備費	2,996,405	15,000	2,981,405	・慶弔費
計	64,350,705	57,864,718	6,485,987	

平成29年度 事業実績について

期 日	場 所	事 業 名 ・ 内 容
4月 6日	J A	印西市植物防疫協会 役員会
4月11日	J A	印西支部説明会
4月12日	ふれあいセンター いんば	印旛支部説明会
4月13日	本埜公民館	本埜支部説明会
5月9日	印西市役所	地図業者との打合せ
5月19日	J A	印西市植物防疫協会 総会
6月22日	郡共済	印旛地区植物防疫協会 役員会
6月22日	郡共済	印旛地区植物防疫協会 通常総会
6月下旬	郡共済	印旛地区植物防疫協会 通常総会
7月4日	J A	散布業者との打合せ(ヤンマー・ワイズファクトリー)
7月11日	市役所	本埜支部全体会議
7月12日	市 内	印西支部全体会議
7月14日	J A	JA職員向け作業説明会
7月21日～7月22日	市 内	無人ヘリ防除 印西地区
7月23日～7月24日	市 内	無人ヘリ防除 本埜地区
7月21日～7月25日	市 内	無人ヘリ防除 印旛地区
11月6日	市 内	農家負担金納付書送付
2月中旬	郡共済	無人ヘリコプター防除計画協議ヒアリング (予定)
2月中旬	市 内	農家負担金未納者納付書再送付 (予定)

平成29年12月31日現在

第5号様式(第14条)

印西農政達第6号

平成30年1月25日

補助金等確定通知書

住 所 印西市西の原4-3
申請者 氏 名 印西市植物防疫協会
会長代理
副 会 長 丹谷 一男 様

印西市長 板倉 正直 印



平成30年1月25日付けで実績報告のあった補助金等について次のとおり補助金等の額を
確定したので、印西市補助金等交付規則第14条の規定により通知します。

指令年月日	平成29年 6月30日	指 令 番 号	印西農政指令第4号
補 助 事 業 年 度	平成29年度	補助金等の名称	印西市農林業振興対策事業補助金
補 助 事 業 等 の 名 称		植物防疫事業補助金	
交 付 確 定 額		14,171,570円	



平成30年1月25日

補助金等概算払精算書

印西市長 板倉 正直 様

住 所 印西市西の原4丁目3番地
補助事業者 氏 名 印西市植物防疫協会
会長代理
副 会 長 丹 谷 一 男
連 絡 先 0476-48117



平成30年1月25日付で額の確定のあった補助金等を印西市補助金等交付規則第17条の規定により、次のとおり精算します。

指令年月日	平成29年 6月30日	指 令 番 号	印西農政指令第4号
補 助 事 業 年 度	29年度	補助金等の名称	印西市農林振興対策事業補助金
補 助 事 業 等 の 名 称		植物防疫事業補助金	
交 付 決 定 額		15,050,000円	
既 交 付 額		平成29年11月9日交付	15,050,000円
未 交 付 額		0円	
交 付 確 定 額		14,171,570円	
精 算 額		878,430円	

平成29年度 水稻空中散布面積の訂正

(単位：㎡)

	印 西	本 塾	印 旆	合 計
補助金交付決定時	5,710,607	5,973,228	8,561,343	20,245,178
散布申込面積	5,665,740	5,971,579	8,521,890	20,159,209
今回訂正面積	△ 44,867	△ 1,649	△ 39,453	△ 85,969

平成29年度 植物防疫協会補助金還付命令額

	交付決定額	訂正後補助額	還付命令額
散布面積	2024.51ha	2015.92ha	8.59ha
補助単価	7,000円/ha	7,000円/ha	7,000円/ha
補助額	14,171,570円	14,111,440円	60,130円

○印西市農林振興対策事業補助金交付要綱

平成20年3月25日告示第19号

改正

平成20年12月16日告示第155号
平成21年3月11日告示第19号
平成21年7月13日告示第93号
平成21年10月1日告示第112号
平成22年3月17日告示第50号
平成22年10月5日告示第195号
平成23年2月25日告示第15号
平成23年3月31日告示第30号
平成24年2月9日告示第9号
平成24年3月30日告示第67号
平成24年10月18日告示第142号
平成25年3月29日告示第49号
平成26年3月27日告示第37号
平成26年6月1日告示第87号の2
平成26年10月3日告示第121号
平成27年4月1日告示第88号
平成27年6月29日告示第113号
平成28年3月29日告示第51号
平成29年2月3日告示第4号
平成29年3月27日告示第33号
平成30年3月30日告示第76号

印西市農林振興対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、農林業の振興及び生産基盤の整備を図るため、個人又は団体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(種目、経費、補助率等)

第2条 前条に規定する事業の種目、経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げるもののほか、市長が必要と認めたときは補助の対象とすることができるものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

- 3 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村植物防疫協会補助金交付要綱（平成20年印旛村告示第12号）、印旛村農業用廃プラスチック処理対策事業補助金交付要綱（平成20年印旛村告示第10号）、印旛村森林機能強化対策事業補助金交付要綱（平成20年印旛村告示第13号）、本埜村植物防疫協会補助金交付要綱（平成20年本埜村告示第7号）、本埜村農業振興連絡協議会補助金交付要綱（平成20年本埜村告示第12号）、本埜村農業用廃プラスチック対策推進協議会補助金交付要綱（平成20年本埜村告示第9号）、本埜村農業用排水路掘削補助金要綱（平成20年本埜村告示第13号）又は森林機能強化対策事業補助金交付要綱（平成21年本埜村告示第7号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年12月16日告示第155号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年3月11日告示第19号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年7月13日告示第93号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年10月1日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月17日告示第50号）

この告示は、平成22年3月23日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月5日告示第195号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年2月25日告示第15号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第30号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月9日告示第9号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第67号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月18日告示第142号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第49号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日告示第37号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の印西市農林振興対策事業補助金交付要綱の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年6月1日告示第87号の2)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の印西市農林振興対策事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年10月3日告示第121号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第88号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表13の項の改正規定は、同年5月29日から施行する。

附 則 (平成27年6月29日告示第113号)

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成28年3月29日告示第51号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月3日告示第4号)

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成29年3月27日告示第33号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第76号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第2条)

番号	補助対象事業	補助の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
1	植物防疫事業	病虫害防除の広域的な協同実施により、農業経営の安定及び品質の向上を図る。	植物防疫協会連合会	ヘリコプターチャーター料	補助対象経費の3分の1以内の額
2	家畜防疫事業	家畜伝染病	家畜防疫協会	(1)家畜伝染	補助対象経費

	業	等の予防、発生及び蔓延防止並びに畜産に起因する環境汚染の予防及び防止を図る。	会	病予防法（昭和26年法律第166号）による予防接種並びに環境汚染の予防及び防止に要する経費	の2分の1以内の額
3	農業用廃プラスチック処理対策推進事業	農業用廃プラスチックの円滑な回収及び適正な処理を推進し、農村環境の保全及び農業の健全な発展を図る。	農業用廃プラスチック対策協議会	農業用廃プラスチックの適正処理に要する経費（処理費、需用費、役務費及び運搬費）	処理費については、3分の2以内の額。その他の補助対象経費については、2分の1以内の額
4	小規模土地改良事業	農業生産基盤の整備の拡充及び農業生産の向上を図る。	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により指定された区域にある農地において、農業者が実施する受益面積10アール以上で事業費が10万円以上又は共同施行農業者（2人以上）が実施する受益面積	用排水路の補修、揚水施設（新規に設置する施設に限る。）及び暗渠排水施設の整備及び農地の区画を整地、整理に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、農業者の場合50万円、共同施行農業者の場合70万円を限度とする。

			が50アール以上の事業		
5	県単森林整備事業	森林の適正な整備を行うことにより、優良な森林を造成する。	市内に山林を所有する者で、千葉県造林補助事業の交付決定を受けているもの	千葉県林業関係事業補助金交付要綱に準ずる。	千葉県林業関係事業補助金交付要綱に準ずる。
6	印西農産物地産地消推進事業 (1)農産物加工促進事業 (2)農産物販売促進事業	市内農産物の地産地消を推進するため、加工から販売までを支援することにより、園芸産地の活性化を図る。	(1)農業協同組合 (2)農業法人(農事組合法人等) (3)生産者3戸以上を含む組織団体 (4)市内農産物直売所	(1)農産物加工に要する加工機械整備費 (2)次に掲げる経費 ア農産物の販売促進に係る資材費 イ農産物の販売促進資材作成に係る版代	(1)補助対象経費の2分の1以内の額 (2)次に掲げる経費 ア補助対象経費の3分の1以内の額 イ補助対象経費の3分の1以内の額
7	有害獣被害防止対策事業	有害獣からの被害防止対策を実施することにより、農作物の被害を最小限に食い止め農業生産の向上を図る。	市有害鳥獣被害防止対策協議会	有害獣の被害防止対策に要する経費	千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金に準ずる。
8	飼料用米等拡大支援事業 (1)担い手水田利活	水田を有効活用し、営農の効率化・低コスト化を図り、また主	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。ただし、

	用高度化 対策事業 (2)飼料用 米等生産 支援事業 ア 定着 支援型 イ 拡大 支援型	食用水稻以 外の農作物 の作付によ り、米の需要 と供給のバ ランスを図 るとともに、 食料自給率 の向上を図 る。			(2)飼料用米 等生産支援事 業については、 10アール当た り、次に掲げる 額を加算した 額とする。 (ア) 飼料用 米(主食用品 種) 20,000 円(1,000円 未満切り捨て) (イ) 飼料用 米(多収品 種) 7,500 円(1,000円 未満切り捨て) (ウ) 加工用 米 1,500円 (1,000円未 満切り捨て) (エ) ホール クroppサ イレージ用 稲 1,500円 (1,000円未 満切り捨て)
9	経営所得安 定対策等推 進事業	経営所得安 定対策の加 入推進を図 る。	印西市農業 再生協議会	経営所得安定 対策の推進活 動に要する経 費(報償費、旅 費、需用費、委 託費、助成費、 法人化設立交 付金等)	千葉県経営所 得安定対策等 推進事業費補 助金交付要綱 に準ずる。
10	園芸産地生 産力強化支	市内の産地 の生産力を	「輝け!ち ばの園芸」次	「輝け!ちば の園芸」次世代	補助対象経費 の2分の1以

	援事業	強化及び拡大をするため、高品質かつ安定的な生産販売体制の整備に対して支援し、多様な消費者ニーズに的確に対応できる産地の確立を図る。	世代産地整備支援事業補助金交付要綱に準ずる。	産地整備支援事業補助金交付要綱に準ずる。	内の額
11	園芸施設省エネルギー化推進事業	施設園芸の省エネルギー化を推進し、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図る。	園芸施設省エネルギー化推進事業補助金交付要綱に準ずる。	園芸施設省エネルギー化推進事業補助金交付要綱に準ずる。	補助対象経費の4分の1以内の額
12	飼料用米・加工用米等流通加速化事業	作付面積及び流通量の拡大が予想される飼料用米、米粉用米及び加工用米の流通に関して、農家負担の軽減と実需者が求める流通体制の整備を図る。	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金交付要綱に準ずる。	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金交付要綱に準ずる。	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金交付要綱に準ずる。

